

島根県立横田高等学校後援会会則

(名 称)

第1条 本会は、島根県立横田高等学校後援会と称し、事務所を島根県立横田高等学校に置く。

(目 的)

第2条 本会は、島根県立横田高等学校の教育全般に関し、必要な後援をなすを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 学校教育上必要な施設、設備の充実に関する事項
2. 横田高校魅力化・活性化事業
3. その他必要なる事項

(組 織)

第4条 本会は、島根県立横田高等学校校下各町及び本会の趣旨に賛同する団体をもって組織する。

- 2 本会に、必要に応じて委員会を設置することができる。
- 3 第2項の委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(役職員)

第5条 本会に下記の役職員を置き、任期は1カ年とする。

1. 会 長 1名
2. 副会長 1名
3. 理 事 若干名
4. 監 事 2名
5. 書 記 若干名

(役員選出)

第6条 会長、副会長、理事、監事は総会において選出する。但し、理事には学校側からも若干名を選出する。書記は、会長が委嘱する。

(役職員任務)

第7条 役職員の任務は、下記の通りとする。

会長は本会を代表して会務を統理し、会議の議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長事故有る時はこれを代理する。

理事は、本会の業務を処理する。

監事は、会計の監査にあたり総会に報告する。

書記は、庶務会計にあたる。

(会議)

第8条 本会の会議は、下記の通りとする。

1. 総会 毎年1回、全員を持って開く。会長が必要と認めたときにはこれを開くことができる。

2. 役員会 会長、副会長、理事をもって構成し、必要に応じて開く。

(招集)

第9条 本会の会議は、会長が招集する。

(会費)

第10条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

本会は、昭和45年6月10日よりこれを施行する。

附則

この附則は、平成17年4月1日よりこれを施行する。

附則

この附則は、平成24年7月4日よりこれを施行する。

附則

この附則は、平成25年11月1日よりこれを施行する。

